

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第3回弘前市子ども・子育て会議
開 催 年 月 日	令和7年2月19日（水）
開 始 ・ 終 了 時 刻	14時00分 から 15時30分まで
開 催 場 所	弘前市役所 市民防災館3階 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	佐藤 三三
出 席 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤 三三 会長</li> <li>・鎌田 裕恵 委員</li> <li>・工藤 武久 委員</li> <li>・相馬加寿子 委員</li> <li>・秋田 友理 委員</li> <li>・柿崎 良樹 委員</li> <li>・三橋扶弥子 委員</li> <li>・相澤 純子 委員</li> <li>・相馬 玲子 委員</li> <li>・對馬 大輔 委員</li> <li>・秋元 桃子 委員</li> <li>・工藤 淳治 委員</li> </ul>
欠 席 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金子 泰雅 委員</li> <li>・成田 正彦 委員</li> <li>・笹森 麻野 委員</li> <li>・安川由貴子 委員</li> </ul>
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康こども部長 佐伯 尚幸</li> <li>・こども家庭課長 清野 悟</li> <li>・こども家庭課参事課長補佐兼駅前こどもの広場所長 村田 善彦</li> <li>・こども家庭課長補佐 太田 宏之</li> <li>・主幹兼健全育成係長 佐々木 健一</li> <li>・主幹兼母子保健係長 土岐 暖子</li> <li>・子育て相談係長 北畠 龍</li> <li>・子育て包括支援係長 小枝 信也</li> <li>・保 育 係 長 福田 育子</li> <li>・保 育 係 主 事 工藤 隼人</li> </ul>
会 議 の 議 題	<p>(1) 第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画最終案について</p> <p>(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について</p> <p>(3) その他</p>
会 議 結 果	<p>(1) 第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画最終案について、事務局より説明した。</p> <p>(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、事務局より説明した。</p> <p>(3) 教育・保育施設の変更等について、事務局より説明した。</p> <p>(4) 出席委員から意見を得た。</p>

<p>会議資料の名称</p>	<p>資料1-1、1-2、1-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画最終案について</li> </ul> <p>その他資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画（素案）</li> </ul> <p>追加資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について</li> <li>・教育・保育施設の変更等について</li> </ul>
<p>会議内容</p> <p>（発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等）</p>	<p>○開会</p> <p><b>【司会】</b></p> <p>「令和6年度第3回弘前市子ども・子育て会議」を開会いたします。</p> <p>はじめに、健康こども部長の佐伯から挨拶を申し上げます。</p> <p>（健康こども部長より挨拶）</p> <p>続きまして子ども・子育て会議事務局の紹介ではありますが、前回の会議と同じ顔ぶれですので、割愛いたします。</p> <p>本日、ご出席の委員は12名で、欠席は4名となっておりますが、委員の半数以上が出席されておりますので、弘前市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により会議成立とさせていただきます。</p> <p><b>【議長】</b></p> <p>それでは議事①について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>●議事①第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画最終案について</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>（資料1-1、1-2、1-3に沿って、順次説明）</p> <p><b>【議長】</b></p> <p>ご意見、ご質問、ご感想等ございますか。</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>妊婦健康診査事業の現状と課題で、妊娠したけれども、妊娠届の提出や、健診を受けずに、分娩に至ったケースは弘前市で</p>

あるのか疑問に思ったのと、事業評価をする時に、例えば分娩数と、健診を受けた数が合っているかどうかを評価項目にした方がいいと思いました。あと先ほどパブリックコメントで外国人の方のことが書かれていましたが、言葉が通じないと、健診を受けることとか、それを行政で支援していることがわからないと思うので、外国人の妊婦さんをどのように支援するかということを追記した方がいいと思いました。

**【事務局】**

妊婦健診を受けた人数と分娩に至った人数の比較評価に関しては、最終案9ページ③に書かれている数が、一人の妊婦さんに対して、妊婦健診の受診券、無料で受けられる分を14回分交付しております。その交付している人数と、延べ数の妊婦健診の数を掲げているので、この方々と同数が、分娩という評価は難しいかなと思っております。

**【委員】**

毎年、分娩された妊婦さんは、きちんと全員妊娠届を出して、受診票が発行されているということですか。

**【事務局】**

ごく稀にですが、飛び込み分娩といって、母子手帳をもらわないまま、いきなり病院で出産されるケースはあります。

**【議長】**

そういうケースの表現を明らかにできないかという質問ですよね。こういう理由でそれが難しいとか、市側の判断を言っていたら。

**【事務局】**

この事業に関する件数は、分娩数と同じという事業ではないので、計画に記載するのは、現段階では難しいのかなど。数は出ていますか。

**【事務局】**

公開はしていませんが、把握はできます。

**【事務局】**

妊婦健康診査事業については、ここでこのような形でまと

めさせていただいて、評価をする際に、別の資料を皆さんに見ていただいた上で、話題にさせていただければと思いますが、どうでしょうか。

**【委員】**

それをお願いします。

**【委員】**

最終案の25ページ、3号認定の0歳児の不足数が177から158、139と年々減っているスピード感は、これで問題ないのでしょうか。0歳児であれば、保護者が働く場合、かなり深刻じゃないかと思うんですけど。

**【事務局】**

0歳児の不足数は多くなっているんですが、この不足は1歳児・2歳児と2号認定の定員を利用して、預かることができることとなっているので、0歳児だけを見ると不足に見えますが、全員保育園を利用できるようになっています。

**【委員】**

前回の素案と比較して、この最終案は、事業計画の内容を理解するのに、かなり改善されてわかりやすい内容になったと思います。この計画ではないんですが、最後のパブリックコメントで出てきた、日本語が理解しがたい保護者の家庭、乳幼児がいる家庭は、どのぐらいの数があるとか、市で把握していたら教えていただけますか。わからなければ、後で結構です。

**【事務局】**

数を把握しておりませんので、調べてからお答えすることになります。

**【委員】**

先ほどの秋田委員からの質問なんですが、外国籍の方が弘前市に住んで、その方が妊婦健診を受けられるシステムの構築はありますかということも質問にあったかなと思うのですが、そこをお答えいただけますか。

**【事務局】**

外国籍の方が妊婦健診を受けられるシステムですが、先ほ

ど飛び込み分娩は、数例あると回答しましたが、基本的には、医療機関を受診して妊娠届をもらわないと、母子手帳の発行が出来ず、母子手帳を交付する際に、妊婦健診の受診券を、市の方で交付しておりますので、通常の流れでいくと、皆さん妊婦健診を受けられるシステムになっています。ただ、ご家庭に何かしら問題がある支援が必要なケースも、稀にありますので、その場合は、医療機関と市の助産師・保健師の方で、ご本人の了解を得た上で、連携しながら支援しています。

#### 【事務局】

母子手帳をもらいに来た時点で、コミュニケーションが難しい外国の方に関しては、ボランティアセンターの方をお願いして、通訳の方が一緒に健診を同行してもらったりしたりだとか、こども家庭センターの助産師で、英語を話せる者もおりますので、間に入って支援したりなど、健診に関わらず、全般的な支援は、出来る範囲で行っております。

#### 【委員】

わずか1か月の間に、詳しく皆様の意見を反映させて、考え方の経緯とか、いろいろ盛り込んでくださったので、かなりご尽力されているというのが、大変伺えました。

放課後児童の方なんですけど、学校との連携によって、活用できる教室を、有効活用できるよう盛り込んだことが、さらに保護者の方とか、生徒さんも安心できるのではないかなと思ったので、そういう部分も入れてくださって、本当に良くなったなと思いました。

#### 【委員】

修正された部分を見て、とてもわかりやすくなったなと思ったんですけど、あまり知識のない方からすると、詳しく書いているのに、長い文章として見えてしまう。

現状と課題で、まず「こういう事業です」、「現状はこうです」、課題がある場合は、「これが課題です」という文章構成になっているかなと思うんですけど、ここも一目見て、何が書いているかわかるようになっている方が、より詳しく伝わりやすいのかなと思います。文章の中で、「課題としては～」っていう言葉で始まっている段落・事業と、最後に「〇〇が課題となっています。」で終わっているものがあるので、「こういう事業です」、「現状はこうです」、「課題としてはこれがあります」と

いう、小見出しみたいなものがある方が、わかりやすいのかなと思ったので、ご検討いただければと思います。

**【事務局】**

先ほど秋田委員からのご質問の中で、外国にルーツをもつ子どもの関係で、36ページに記載はしているんですけども、2ページにも記載した方がいいというお話があったように思っていて、回答漏れとっておりました。

「(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割」の箇所に記載しているんですけども、他の箇所に記載する、もしくは、もう少し大きい箇所に記載するという考え方をした方がいいというご意見なのか、そこを確認させていただきたいです。

**【委員】**

先ほど回答いただいた中で、受診票を発行した人数、延べ件数、受診件数を出すのがこの事業というお話だったと思うんですが、外国人の方が飛び込み分娩したことに関しては、さっきの話では、数としては記載できないし、課題には挙がらないということなんですかね。そうすると、どうしたらいいかわからないんですけど。

**【事務局】**

概念として、全ての事業は、外国にルーツを持つお子さんとか家庭でも、サービスを受けられるというように、計画として記載はしていきたいので、そこはこちらの方で、再度検討させていただいて、会長と調整させていただきたいと思います。また、受診できていない方がいたかどうか、外国の方がいたかどうかの計画外の部分の数については、別の資料を作って、次回ご提供できればと思いますので、その際にもよろしくお願ひします

**【委員】**

最終案の13ページ⑩放課後児童健全育成事業で、「放課後児童クラブを利用する児童は多くなっていますが、定員を設けず、利用条件を満たす全ての利用希望者を受け入れています」というのは、なかよし会で定員は設けていないんですか。

**【事務局】**

定員は設けておらず、利用条件を満たしていれば、どなたでも利用できるということで運営しています。

**【議長】**

細かい最終調整が必要なところもあるかと思いますが、その点については、私と事務局で調整をして、最終案を決定するというので、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

(一同賛同)

それではそのように取り計らって、最終案を決定したいと思います。ありがとうございました。

それでは議事②について、事務局から説明をお願いします。

**●議事②乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について**

**【事務局】**

(追加資料に沿って、順次説明)

**【議長】**

ご意見、ご質問、ご感想等ございますか。

**【委員】**

この事業の対象となる乳幼児の数はどのくらいいますか。

**【事務局】**

0歳6か月から満3歳未満の人数539人です。

**【委員】**

世帯数はこれより少なくなるのか。

**【事務局】**

世帯数は把握していませんでした。

**【委員】**

もう一つ、補助金が出るようですが、令和7年度から出るん

ですか。

**【事務局】**

令和7年度から補助事業で、令和8年度からは給付制度という形に変わります。

**【委員】**

令和8年度からは、お金の関係が変わるということですね。青森市・八戸市でやっているのは、いわゆる中核市ということで、実施しやすかったという理解でよろしいですか。

**【事務局】**

こちらは試行的事業ということで、手上げた自治体を実施することになっていたもので、令和6年度は、青森市・八戸市は手上げたということです。

**【事務局】**

国の制度で、令和8年度から本格運用するというので、令和6年度、7年度で先駆けて試行実施するところを募集していたということでした。

おそらく、我々の地域は、待機児童がいなかったり、都市部と事情が違うものですから、人口が多いところが、先に試行していたのだと思います。

当市も、令和8年度に本格運用から始めるのは、急ではないかということで、令和7年度を試行で運用したいと。国の制度の仕組みの違いで、令和7年度までの試行の間は補助事業、令和8年度からは給付事業ということになりますが、お金の出し方の違いということでご理解いただければと思います。

**【委員】**

試行的事業をされた八戸市の方で、何施設ぐらい実施されたのか。あとは、良い悪いも含めて意見とか課題が出たとかがあれば、どこかのタイミングでお聞きしたいです。

**【事務局】**

施設数の資料は持ってきておりませんでした。ただ、年度途中の10月から事業を開始して、初めは、あまり使う人数はいなかったですが、周知していく中で、徐々に増えているという話は聞いておりました。

**【事務局】**

青森市、八戸市も大体3から4施設ぐらいでスタートした記憶がございます。全部の施設ということではなく、実施できる施設から始めている状況だったかと思います。

**【委員】**

事業について、良かった点や課題って、どこかで出てくるタイミングはあるんですか。

**【事務局】**

青森市・八戸市以外で、実際やられている都市もありますので、そういったところからの情報も得ながら、当市で進めていきたいと思いますが、現時点では、そういうお話は伺っておりませんでした。

**【委員】**

この事業について行うかどうかを現場の方で勉強させていただいて、例えば私どもの保育園でこの事業を行いたいですって認可申請をしますよね。それを弘前市がいろいろ情報を集めるとか、最終的には、子ども子育て会議の委員に意見を求めて、委員から、この施設は認可しても良いとなると申請が認可されるという理解でよろしかったですか。

**【事務局】**

基本的には、条例上の基準があって、この基準が満たされていれば、認可されないということはあまりないと思うんですが、子ども子育て会議に意見を聞くと条例上なっておりますので、委員の皆様にも見ていただいて、事業計画との絡みも含めて、総合的に判断していただければと考えております。

**【委員】**

総合的に判断するということは、例えば、委員の皆さんの現場が違うじゃないですか。そうすると保育に精通していなくても、条例に則しているかというのを判断できる基準ということですか。

**【事務局】**

基準に関しても、委員の皆様がわかるような形で、資料を提供させていただきたいと思います。その資料を見ていただき

ながら、意見をいただきたいと思います。と思っています。

**【委員】**

どの保育園が、この事業をやりたいと、委員のところに届くわけですね。この事業を認可するためには、こういう条件に則していなければなりませんという情報もいただくわけじゃないですか。それを私たちが認可できるかどうかを判断することが、国のガイドライン上はそうなっているんですけど、すごく個人的に抵抗があって、実際参加している委員の方たちも、抵抗感なくできるのかということに疑問があるんですけど。

**【事務局】**

市としては、申請を受けて、基準に照らし合わせて、認可できるとなった場合に、皆さんにご意見をいただくというのは、可否判断というよりも、認めていただく確認作業の一つとして、会議を通して、皆さんにご確認いただきたいということです。全部基準を満たしているの、ここを認可したいと思えますというような形で、ご承認いただく形式になるかと思えます。そこでは良い悪い、認可するしないという重い判断、決定をしていただくということではなく、あくまでも会議の中で、皆さんに諮って、ご確認いただくという考えでございます。

**【委員】**

こども誰でも通園制度と一時預かりとの違いがわからなくて、国からのお金の面での違いなのか、そこを聞きたいと思いました。

**【事務局】**

一時預かりというのは、保護者の都合で預けるというところが一番強かったと思うんですけど、こども誰でも通園制度は、子どもの成長の観点というところで、子どもは子ども社会で育つ、子どもが通うという位置づけになっています。

メリットとしては、子どもに関しては、家庭では得られない経験や、同年代の子どもとの関わりで発達を促すというところだったり、保護者に関しては、子育てに対する孤立感や負担感の軽減ができるというところと、子どもの成長発達の客観視、他の子どもとの成長の違いとかを保育士の方に相談できるというところとか、子どものことを考えた視点で、通うとい

うところが大きな違いになります。

**【委員】**

つまり、一時預かりをやっている施設によっては、保護者の負担額が違うと思うんですけど、それとは別で300円でやっていただけるということなんですか。

**【事務局】**

同じような制度で、特に施設を運営されている側の方からも、煩雑なのかなと思うんですけど、一時預かりは、何らかの事情で預けなければいけない時に預かっていただける制度で、こども誰でも通園制度は、子どものために、子どもが子ども社会に入っていくのを後押しするような制度になっております。弘前市ですと、待機児童もいないので、あまりピンとこないんですけど、おそらく都会に行くと、保育園に入れなくて、待機児童を抱えているご家庭が多くて、この制度で保育園に通う機会を設けるということかなと思います。2つ似たような制度で、お金も違うんですが、切り分けてもらって、施設でどういう運用にしようか考えながら申請してくださると思うんですが、それぞれでやっていただくということになります。

**【委員】**

こども誰でも通園制度の対象児童は、国の政策なので、自治体は右へならえだと思うんですが、月10時間というのがネックになるかなと思っています。

これが本格運用になってから、自治体ごとに予算によって時間の変動があるものなのか、国の上限が10時間というのに対しては、10時間固定なのかというのがまず1点と、こども誰でも通園制度と一時預かりを両方実施している保育園で、保護者が10時間を超えて利用した場合は、10時間まではこども誰でも通園制度、超過した分は一時預かりというケースもあり得るという想定でいいのでしょうか。

**【事務局】**

上限については、各自治体において設定できるんですが、国の補助事業ということで、国にならって、現段階では、弘前市では10時間で考えております。

一時預かりとの併用については、こども家庭庁で作成した

試行的事業をやっている園の動画を見ると、時間が足りない場合、一時預かりを利用している保護者さんが、けっこう多いという声もあったので、併用して利用することは可能です。

**【委員】**

そうなる途中から目的が変わって、辻褄が合わなくなるのは、仕方ないですね。10時間は、子どもの成長の点でいろいろな経験ができるのでその分、その後の超過分は、保護者都合での一時預かり分。もっと使いたいという需要が増えた場合は、青森県なのか弘前市なのかわからないですけど、今後利用時間の上限が変わる可能性も検討していく。保育園関係者は理解できると思うんですけど、委員の方の中には、制度について、初めて耳にするとか、制度の概要を目にした方もおられると思うので、我々は真摯に審議をする責任もあるので確認しました。

**【委員】**

今日資料を拝見して、初めてこの事業を知りました。混乱している元は、先ほど市からの説明でありましたように、この事業には2つの側面があって、1つは子どもたちの教育のため。もう1つは、一時預かりをしたいんだけど、要件に合わない人がいたら、その代わりになる。私はそう理解したんですけど、その理解でいいですか。もしそうなのであれば、今日のこの資料だけでは、わかりにくいので、説明の仕方の工夫が必要になるかなと感じました。

**【委員】**

結局どうだったのかよくわからなかったんですけど、市から3月に資料が送られて来て、返送する内容として可否を下すものではないということは理解したんですけど、それでは、何をどう確認して、どうすることを目的としているのか。結局、送られて来た資料を読んで、何か言いたいことがあれば書くということになるんですかね。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

見て特に疑問点が無ければ、わかりました大丈夫ですって

いうことでいいんですかね。

**【議長】**

私、認定こども園の可否についての委員もやってまして、認定こども園に移行する場合には、園長の資格の有無とか、面積が足りているかとか、いろんな細かい基準があります。青森県の事務局の方で、この基準を全部満たしているの、いいですかということで、我々に諮られるんです。だから、基本は基準なんです。私情を挟む問題ではないと思います。認定こども園の認定はそうです。

**【事務局】**

まだ回答書の案というのは作っていないんですけども、今、会長がおっしゃっていただいた通り、イメージとしては、こういう基準に照らし合わせて、ここの施設を認可しようとしていますということを市からお知らせした上で、回答票を1枚付けて送らせていただいて、それに承諾するかどうか丸をつけていただく形式で、あとは、その他ご意見があればご記入くださいとか、そんなイメージで考えております。よろしくお願いいたします。

**【委員】**

わかりました。あと、先ほどの一時預かりとの違いのところなんですけど、私も末っ子が1年ぐらい利用させてもらって、その保育園に入園してるんですけど、先ほど資料の中で、施設側に、一時預かりと同額とすることを推奨していると記載があったんですけど、金額も、基本的には施設に任せるということで、先ほどお話があったように、もし、まず10時間利用して、同じ月内でも、一時預かりも使えますとなった場合は、設定する額が違えば、支払う額も違って来るんですよ。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

わかりました。一時預かりを利用していた時に、保育園の行事とかの都合で、使えない日も割とあって、細かいところをチラシに全部書くのは難しいと思うんですけど、こういうチラシを見て、利用しようと思った時に、保護者は保育園に問い合

わせするのではなくて、ホームページを見る人が多いと思うんです。ホームページって、園によって充実してる内容もあれば、してない内容もあると思うので、今出たような質問も一覧で、この施設は何時から何時までとか、給食の有無がどうか、金額とか、ホームページに詳しく書いてあるというのがあれば、利用する側としては、ハードルが下がるかなと思ったので、ご検討いただければと思います。

**【委員】**

市の方でも、まだ細かいことが決まっていないというところもあるので、これから説明会をされるんですね。

**【事務局】**

すでに実施済みです。

**【委員】**

もう実施済みなんですか。じゃあそこで出た意見とか質問を踏まえて、利用者あるいは施設の方も含めて、Q&Aみたいにして、皆さんに配付したらいかがでしょうか。

私の印象だと、さっき申し上げたように、教育的な効果を狙っての事業ではないかと思ったんですが、今日はむしろそっちよりも、一時預かりとかの話になって、本来この事業の目的とは違うような印象を受けたんですが、私が勝手にそういう印象を受けただけかもしれませんので、その辺も含めてよろしくをお願いします。

**【委員】**

このことに関連して、教育的な部分もそうですけど、この事業って親御さんのリフレッシュというか、一時預かりでなくても、お買い物に行きたいとか、夫婦でお出かけとかそういうのも良いつてことですよ。

**【事務局】**

建前上は、国の制度は教育ということではありますが、おそらくそういった利用が、多いのではないかと、そこを妨げるようなものではないと考えています。

**【委員】**

みんな混乱しているので、整理して説明した方がいいんじゃない

やないでしょうか。

**【委員】**

そうなる、例えばこの制度をやりたいという施設も、保育士とか幼稚園教諭がたくさんいて、余剰人員を抱えている施設だけでないと、受け入れができないと思います。弘前市の教育保育施設の中で、人員が足りている園もあれば、求人もたくさん出ていて、50から60求人募集をしても、応募してくる人がいないという実情をハローワークさんからお聞きしたので、やりたいと名乗りを上げる園が、数園しかないとしても、ニーズが多くあると、在園児と一緒にさせたり、専用の部屋とか専任の先生がいないと、受け入れは難しいなと思っていました。

弘前市で応募してくる施設となると、少ない数ですよ。一時預かりも、利用申し込みをしたら、たくさん利用者がいて、やっぱりやめようかなとか、そういう保護者の方もいらっしゃるとい現状をお伺いしたので、事業を始めるのは難しいなと思っていました。

**【事務局】**

今のご意見に関してですが、あくまでも令和8年度の全国的な開始に向けて、弘前市でも、来年度やってみようということとで始めるものでございまして、実際やってみると、各施設や利用者からいろいろなご意見、ご要望が出てくるかと思えます。それも踏まえて、実施できる施設数、利用数が少ないかもしれませんが、その辺も含めて始める事業だと、ご理解いただければと思っております。

**【事務局】**

いろいろ実施の方法がありまして、在園児と一緒に過ごすという形式や、別で部屋を設けるという形式、あと余裕活用型という定員の空きを活用して受け入れるという形式も出来ます。あと保育士数とかは、一般型という形式の場合、誰でも通園制度用に定員を設けるため、保育士数が必要になるので、実施が難しい施設が出てくる可能性はあると思います。

**【議長】**

新規事業、我々委員の方で不確かな知識もあって、いろいろとご質問、ご意見がございました。それらの点も踏まえて、事

	<p>事務局で適切に対応していただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは議事③について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>●議事③その他（教育保育施設の変更等について）</p> <p>【事務局】 （追加資料に沿って、順次説明）</p> <p>【議長】 ご意見、ご質問、ご感想等ございますか。 関心のあるテーマだったと思いますし、有能な委員と事務局が揃っているから、こんなにたくさん、丁々発止の議論が出来たんじゃないかと思っております。どうもありがとうございました。 事務局にお返しします。</p> <p>【司会】 佐藤会長、委員の皆様ありがとうございました。 本日、皆様からいただいた意見も含めまして、佐藤会長と事務局で最終的な調整を行い、答申をまとめさせていただき、内容に関しましては、皆様にもご報告いたします。 本計画につきましても、内部の決裁を経て公表することとなっておりますので、その際には、皆様にご報告いたします。 こども誰でも通園制度につきましては、3月中旬頃に、書面により意見照会を実施したいと考えておりますので、年度末の忙しい時期かと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>○閉会</p> <p>【司会】 以上をもちまして、「令和6年度第3回弘前市子ども子育て会議」を閉会いたします。</p>
その他必要事項	会議は公開